

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	情報公開・私学課	整理番号	3-6
処分の種類	信託財産管理命令			
根拠法令条例等・条項	公益信託ニ関スル法律第8条 信託法第63条第1項			
処分の概要	受託者である個人の死亡により受託者の任務が終了した場合において、利害関係人の申立て又は職権により、知事は信託財産管理者による管理を命ずる処分をすることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】公益信託ニ関スル法律第63条第1項 (信託財産管理命令) 第六十三条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が選任されておらず、かつ、必要があると認めるときは、新受託者が選任されるまでの間、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下この款において「信託財産管理命令」という。)をすることができる。			
基準の制定根拠	—			